

## はじめに

この計画は、恒久の平和を願う日南町が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したもので、万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、日南町のすべての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

日南町では、この計画に基づいて住民の保護に努めるとともに、この計画自体についても不断に検証、見直しを行います。

関係機関等の皆さんは、この計画を基本にして、住民を守るための活動（国民保護措置など）を行ってください。

住民の皆さんには、この国民保護について平素からのご理解と、万一の有事等の際の自主的なご協力をお願いいたします。

国民保護は万一の有事等の際に住民の生命、身体、財産を守るものであり、戦争を肯定するものではありません。戦争はあってはならないこと、戦争を防ぐため最大限努力することは当然です。この計画が実際に使われるような事態がこれからも決してないことを祈ります。

平成18年3月10日

鳥取県日野郡日南町長 矢田 治美

この計画は、国民保護法第34条に基づき作成された計画です。  
この計画について、ご意見があるときは、日南町役場（下記宛先）までご提案ください。

### 日南町総務課総務室

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地  
電話 (0859) 82-1111  
ファクシミリ (0859) 82-1478  
電子メール info@town.nichinan.tottori.jp